大使館からのお知らせ(ポーランドにおける「感染事態」時のビザ及び滞在許可証の自動延 長について(4月2日))

## **<ポイント>**

〇「感染事態」時のビザ及び滞在許可証の自動延長

ポーランドでは、新型コロナウィルス(COVID-19)対策に関する特別措置法の改正により、「感染事態」時に失効するビザ及び滞在許可証が、「感染事態」の解除から30日間まで自動延長されますのでお知らせします。

- ●「感染脅威事態」が宣言された3月14日時点で、ビザ、滞在許可証を所持、または査証 免除期間により、合法的にポーランドに滞在していた場合、3月20日から実施されて いる「感染事態」の解除から30日間、次の通り、それぞれの期間が自動的に延長されま す。
- 「感染脅威事態」または「感染事態」の期間内に失効予定であった、ビザまたは滞在許可証による合法的な滞在期間
- 一滞在許可証の発給、ビザの延長または査証免除期間の終了に伴う滞在延長の申請期間
- 一労働許可証、季節労働許可証、外国人への労働委任証の有効期間
- ●また,各種事情により,ポーランドからの出国が求められる場合についても,「感染事態」 の解除から30日間、出国が猶予されます。
- ●なお、ビザ及び滞在許可証の延長は各県の県庁が所管しておりますので、これらの滞在 資格の延長を希望される場合は、「感染事態」の解除から30日以内に各県庁で所定の手 続きを行ってください。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話: +48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30, 13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000) へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります)。

☆メール: cons@wr. mofa. go. jp

★HP: <a href="https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/ryouji.html">https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/ryouji.html</a>